

(趣旨)

第1条 この告示は、広報つるおか、市のホームページ等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料にて掲載（掲出を含む。以下同じ。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 民間企業等の広告を掲載する広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報つるおか
- (2) 市のホームページ
- (3) 市が発行する封筒、チラシ等
- (4) 公の施設等の行政財産の壁面その他の余裕部分（以下「壁面等」という。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の公共性、公益性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (4) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (5) 政治性があるもの
- (6) 宗教性があるもの
- (7) 意見広告
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 次に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 市税その他市の徴収金に滞納がある者
- (2) 広告を掲載することが適当でないと市長が認める者

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、広告掲載料その他広告の掲載に関し必要な事項は、第2条各号の広告媒体

ごとに別に定める。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、広報つるおか及び市のホームページにより前条に規定する広告の規格等を明示して行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者は、鶴岡市広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告案(電子データを含む。)を添えて、市長が指定する期日までに申し込むものとする。この場合において、市長は、必要に応じて広告を掲載しようとする者にその広告案に関する資料を請求することができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定により広告の掲載の申込みがあったときは、その内容を審査の上、広告の掲載の可否を決定し、鶴岡市広告掲載決定通知書(様式第2号)又は鶴岡市広告不掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告を掲載しようとする者の数が広告の枠数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。ただし、考慮すべき事情があるときは、この限りでない。

- (1) 第1順位 国又は地方公共団体が出資している法人又は団体
- (2) 第2順位 公共的団体等(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 第3順位 市内に事務所又は事業所を有する民間企業等
- (4) 第4順位 前3号に掲げるもの以外のもの

2 前項の規定により順位を決定する場合において、同じ順位に複数あるときは、抽選によりその順位を決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 第7条の規定により広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(審査会)

第10条 市長は、広告の内容及びその掲載の可否を審査するため、鶴岡市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長及び委員をもって組織し、会長には総務部長を、委員には総務部総務課長及び契約管財課長、市民部市民課長その他会長が指名する職員をもって充てる。

- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(審査会の会議)

第11条 審査会は、広告の内容及びその掲載の可否に関して疑義が生じた場合に、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、会長がその議長となる。
- 3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(広告掲載料)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに、別に定める広告掲載料を納付しなければならない。

- 2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

(封筒、チラシ等の寄附)

第13条 封筒、チラシ等の広告の掲載については、前条第1項の規定にかかわらず、広告掲載料の納付に替えて、その広告媒体の寄附によりこれを行うことができる。

- 2 前項の寄附により広告の掲載を行おうとする者は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、市長に寄附申込書を提出するものとする。この場合において、広告を掲載しようとする者が複数あり、そのうちの1事業者に限定しなければならないときは、必要に応じ、審査会の審査を経て選定するものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、第三者への権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、第三者へ広告を掲載する権利を譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広告として適当でないとき。

(壁面等への広告掲出の手続の特例)

第16条 公の施設等の行政財産の壁面等への広告の掲出に係る募集、申請、決定その他の手続については、第5条から第9条まで及び第12条から前条までの規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第97号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月22日告示第33号)

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月13日告示第490号)

この告示は、平成27年12月1日から施行する。

年 月 日

鶴岡市広告掲載申込書

鶴 岡 市 長 様

住所又は所在地

申込者 氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟

電話番号

広告を掲載したいので下記のとおり別紙広告案を添えて申し込みします。

なお、申込みに当たり、必要があるときは、鶴岡市の市税の納付状況について確認できる台帳等閲覧することに同意します。

記

1 広告媒体（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 広報つるおか

(2) 市のホームページ

(3) 封筒

(4) チラシ

(5) その他（ ）

2 広告の掲載期間

年 月 日

鶴岡市広告掲載決定通知書

様

鶴 岡 市 長



年 月 日付で申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

1 広告媒体

2 広告の掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 広告掲載料 円

4 広告掲載料の納付期限 年 月 日

5 広告原稿の提出期限 年 月 日

6 その他

年 月 日

鶴岡市広告不掲載決定通知書

様

鶴 岡 市 長



年 月 日付で申込みのありました広告の掲載について、下記の理由により掲載しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 広告媒体
- 2 掲載しない理由